

早期卒業制度について

目次

- 1 早期卒業制度とは？
- 2 早期卒業制度とキャップ制の関係
- 3 早期卒業の要件
- 4 早期卒業予定の撤回
- 5 早期卒業に興味を持っている方へ

1 早期卒業制度とは？

皆さんの中には、法科大学院へ進みたい、大学院に進学して研究をしたい、海外の大学院に行きたい、など、法学部卒業後さらに大学院等で勉強しようと考えている方がいらっしゃると思います。

さらに、大学院に進学できるのであれば可能な限り早く、4年ではなく3年で法学部を卒業したいとお考えの方もいらっしゃるかもしれません。そのような方のために、法学部では、早期卒業制度を用意しています。

法学部の早期卒業制度は、法科大学院や法学政治学研究科総合法政専攻、公共政策大学院、あるいは海外の大学院などの「高等教育機関」に進み学修を続けようとする人が、本来の法学部進学後2年ではなく、法学部進学後1年または1年半で法学部を卒業できる制度です。この制度を利用すると、入学してから、3年（3月卒業）または3年半（9月卒業）で法学部を卒業することになります。

2 早期卒業制度とキャップ制の関係—計画的な履修が必要

早期卒業制度を利用しても、法学部の卒業に必要な単位数（80単位）は変わりません。

法学部の専門科目は、2年次から開講される科目であれば法学部進学前から履修できます。法学部を卒業するためには、進学後、3年次と4年次に開講される科目を履修し、2年次から開講される科目とあわせて合計80単位を取得しなければなりません。単位を取得するためには履修届出が必要ですが、届出のできる科目数には上限があります。このような制約をキャップ制といいます。具体的には、2年次にはSセメスターとAセメスターを通じた全体で34単位を超えて履修の届出はできません。また、3年次以降については各セメスターにつき24単位という上限が設定されています。

早期卒業制度を利用する場合には、キャップ制、すなわち、履修届出の上限が

緩和されます。具体的には、早期卒業予定者となるための申請を行い、早期卒業予定者としての認定を受けることで、3年次以降の各セメスターにつき24単位という上限が30単位まで緩和されます。しかし、緩和されたとはいえ履修届出の上限はありますので、限定された期間内に必要な単位を取得できるよう、履修計画を工夫する必要があります。

3 早期卒業の要件

早期卒業制度を利用して3年または3年半で卒業するためには、早期卒業予定者となるための申請を行い、早期卒業予定者としての認定を受けるステップが必要です。この申請は、①法学部進学直前の3月、②3年次Sセメスターの終了後、③3年次Aセメスターの終了後の何れかの時期に行うことになります（ただし、③は4年次の9月の早期卒業を希望する者のみ申請可能）。それぞれの時期に申請を受け付ける具体的な期間は法学部のウェブサイトでお知らせします。

早期卒業予定者となるための申請は、卒業後にどのような高等教育機関で何を学ぼうとするかの計画書を提出して行うのですが、この申請を行うためには、一定の単位を取得し、かつ成績の要件をみたしていなければなりません。早期卒業予定者としての認定を受けるために必要な取得単位数および成績の要件は、教養学部前期課程開講科目と法学部専門科目のそれぞれについて、設定されています。以下では、例として、法学部への進学時に早期卒業予定者となるための申請をする場合の取得単位数および成績の要件を挙げます。

[教養学部前期課程開講科目に関する要件]

- ・法学部進学のための要件を満たす単位を取得していること
- ・GPAが3.2以上であること

[法学部専門科目に関する要件]

- ・教養学部前期課程在学中に26単位以上取得していること
- ・優上(A+)あるいは優(A)の割合が履修届出単位数の50%以上であるか、または、GPAが3.3以上であること

早期卒業予定者としての認定を受ければ、2で説明したように、キャップ制が緩和されます。3年次のSセメスターから30単位を上限として履修登録をするためには、法学部進学直前の3月に早期卒業予定者となるための申請をする必要があります。

早期卒業をするためには、早期卒業を希望する時期までに法学部の卒業に必要な単位数を取得することに加えて、進学を希望する高等教育機関からの受入

承認が必要になります。早期卒業制度は高等教育機関への進学のための制度であるため、進学を希望する高等教育機関からの受入承認が卒業の要件となっている点に注意が必要です。高等教育機関からの受入承認とは、法科大学院の入学許可や、法学政治学研究科総合法政専攻の入学許可、公共政策大学院の入学許可、他の研究科や他の大学の大学院の入学許可、海外の大学院の入学受入れ、などをいいます。

4 早期卒業予定の撤回

早期卒業予定者となったものの、法学部で学ぶうち、考え方や事情の変化が生じ、早期卒業するのを取りやめたくなることもあり得るでしょう。9月（Aセメスター開始前）と2月頃（司法試験予備試験の最終合格発表後）に早期卒業予定の撤回の届出期間を設けます。早期卒業予定を撤回して4年次のAセメスター終了後の3月に卒業する場合には、通常の卒業の要件が適用されることとなるため、4年次に12単位以上の単位取得が必要となりますので注意をして下さい。

5 早期卒業に興味を持っている方へ

法学部早期卒業制度の詳細な内容は、「法学部早期卒業制度規則」によって定められています。制度の内容をより詳しく知りたい方は、この規則を参照してください。

早期卒業に興味を持っている方にお伝えしたいことは、早期卒業制度を利用しようという場合は、特に計画的な履修、そして、成績を揃えることが必要となりますので、早めに、制度の内容を確認して、計画することが大事だということです。

もちろん、じっくりと学部で4年間、学修を重ねることも、1つの、あるいはむしろ基本的なあり方です。時間をかけて学修をするに値する授業科目やカリキュラムを法学部は用意しています。

早期卒業制度を利用して進学できる高等教育機関には様々なものがあり得ます。このうち、将来、司法試験に合格することを目指している方にとっては、別途開設されている「東京大学法学部 法科大学院進学プログラム」を経て、東京大学の法科大学院へ進むことが有力な選択肢となります。早期卒業制度と「東京大学法学部 法科大学院進学プログラム」を共に利用することも可能です。「東京大学法学部 法科大学院進学プログラム」の説明を聞いた後に、改めて早期卒業制度の利用を検討してみてもいいでしょうか。